

2023年度
第19回みやこ祭

第2回 大学祭総会

日時：6月29日（木）16：30～
場所：講堂大ホール

項目

1. 2022年度大学祭実行委員会決算報告	1
2. 2023年度大学祭実行委員会予算案	2
3. 安全委員会より	3
(1) 安全委員会について	3
(2) 今年度の各種規約について	4
(3) 飲酒の規制について	11
(4) ビラ・掲示物の設置期間について	11
4. 第19回みやこ祭参加企画承認	12
5. その他	13

1. 2022年度大学祭実行委員会決算報告

【収入】	
分類	金額(円)
前年度繰越金	1,443,265
学生からの寄付	
自治会予算申請費	2,849,000
企画援助費・学生寄付金	100,000
その他寄付金	
同窓会寄付金	400,000
教職員寄付金	254,577
協賛活動	
協賛金	964,792
その他	
徴収金	1,378,610
金利	22
収入合計	7,390,266

【支出】		
分類	主な使用用途	金額(円)
企画費	機材レンタル費、講演会出演費等	4,029,819
広告費	パンフレット・ビラ印刷費、外部広報費等	227,022
木材費	ゲート製作費、看板製作費等	219,053
通信費	切手購入費、郵送費等	55,561
消耗品費	インク・ネオカラ購入費、養生テープ購入費等	534,193
電子部品費	変換ケーブル・プリンタ購入費等	98,518
その他雑費	フェンスレンタル費、清掃業者費等	1,102,284
協賛品購入費	プロテインベース購入費	12,312
支出合計		6,278,762

収入合計(円)	—	支出合計(円)	=	次年度繰越金(円)
7,390,266	—	6,278,762	=	1,111,504

以上1, 111, 504円を次年度に繰り越します。

第18代東京都立大学大学祭実行委員会
会計 松吉悠人

2. 2023年度大学祭実行委員会予算案

【収入】

分類	金額(円)
前年度繰越金	1,111,504
学生からの寄付	
自治会予算申請費	2,849,000
企画援助費・学生寄付金	12,116
その他寄付金	
同窓会寄付金	400,000
教職員寄付金	250,000
協賛活動	
協賛金	1,000,000
その他	
参加団体徴収額	668,200
収入合計	6,290,820

【支出】

分類	主な使用用途	金額(円)
企画費	機材レンタル費、講演会出演費等	3,900,900
広告費	パンフレット・ビラ印刷費、外部広報費等	374,150
木材費	ゲート製作費、看板製作費等	68,900
通信費	切手購入費、郵送費等	55,940
消耗品費	インク・ネオカラ購入費、布テープ購入費等	375,205
電子部品費	アンプ購入費、ケーブル購入費等	370,600
その他雑費	フェンスレンタル費、清掃業者費等	1,004,565
予備費		140,560
支出合計		6,290,820

第19代東京都立大学大学祭実行委員会
会計 越川泰希

3. 安全委員会より

(1) 安全委員会について

1. 趣旨

みやこ祭は「自主管理・自主運営」の理念のもとに運営しています。この理念に基づいた大学祭を行うために、昨年度までのみやこ祭に引き続き、安全委員会を設置します。

2. 安全委員会の役割

① 最低限のルール作り

「自主管理・自主運営」の理念のもと、みやこ祭を安全に運営するために必要な最低限のルールを規定します。

② 安全防災に関する呼びかけ

事件事故の防止のため、参加団体の方々をはじめ、大学祭に参加するすべての方に、防犯や火気使用など安全に関する注意を呼びかけます。

③ 会場管理・事故処理・情報集約

大学祭期間中の清掃・ごみ処理の管理や駐車場整備、会場内の巡回及び事件・事故等の情報の収集とその対応を行います。

3. 安全委員会の構成

① 安全委員会本部

学生自治会、学生ホール管理運営委員会、体育会本部、文化部連合、サークル連合の代表者各1名と、大学祭実行委員会の代表者4名、計9名で構成されます。大学祭期間中は学生ホール資料作成室に安全委員会本部を設置し、常時待機者を設置します。

② 参加団体

参加団体のうち、屋内参加団体はフロアごとに、模擬店参加団体はブロックごとに分け、それぞれの代表団体の安全管理責任者に各エリア内の安全衛生状況を点検して安全委員会本部に報告していただきます。

③ 安全管理責任者

各参加団体から、部長・幹部クラスの方を1人選出していただきます。

以上の体制で今年度も安全委員会を設置します。ご理解、ご協力をよろしくお願いします。

(2) 今年度の各種規約について

今年度の規約は以下の通りです。ご確認ください。

(1) 大学祭期間中における違反事項に関する条規

第1条 (趣旨)

この規約は、大学祭期間中において屋内参加、模擬店参加又は特別参加で参加する団体（以下「参加団体」という。）が大学祭を「自主管理・自主運営」していくことに際し、更なる安全防災を図るために定めるものである。

第2条 (施行時期)

この規約は2023年度大学祭にのみ適用される。ただし、第5条第3項は除く。

第3条 (参加申請)

2023年度大学祭に参加するすべての団体は、大学祭における安全防災の保証のため、参加申請が受理されたのち、供託金及び補償金を安全委員会に納めなければならない。詳細は(3) 供託金制度及び(4) 補償金制度に定める。

第4条 (違反事項)

大学祭期間中における違反事項は次の通りとする。

- ① 飲酒をした場合及び飲酒に絡んだ問題を起こした場合。
上記の違反には、それ以降の大学祭期間中における何らかの制限を科す場合がある。
- ② 完全退構時刻以降に構内に残っており、かつ安全委員会の警告に応じず退構しなかった場合。ただし、安全委員会に届け出を行い、検討した上で認められた場合は除く。
- ③ 大学の定める各規則、規約等に著しく違反する場合。
- ④ 安全委員会本部の警告に応じない場合。
- ⑤ 法律に著しく違反する場合。

第5条 (処分)

安全委員会本部が第4条に違反していると判断した団体への処分はその度合いにより以下のいずれか、若しくはその複数の処分を科すものとする。

- ① 供託金を没収する。
- ② 今年度、大学祭への参加を認めない。
- ③ 来年度以降、一定期間大学祭への参加を認めない。

第6条（参加団体以外の大学祭参加者及び来場者への対応）

参加申請を提出していない大学祭参加者及び来場者が第4条に違反した場合、直ちに、大学祭実行委員会本部（以下「大学祭本部」という。）、安全委員会本部並びに大学側との協議の上で何らかの処罰を講ずる。

第7条（行事の終了時刻）

21：00をもって大学祭の行事をすべて終了とする。

第8条（完全退構時刻）

21：30をもって構内から完全退出とする。ただし、安全委員会に届け出を行い、検討した上で認められた場合を除く。

(2) 安全防災規約

第1条 (趣旨)

この規約は、大学祭期間中において参加団体が大学祭を「自主管理・自主運営」していくのに際し、更なる安全防災を図るために定めるものである。

第2条 (施行時期)

この規約は2023年度大学祭にのみ適用される。ただし、第6条は除く。

第3条 (火気使用)

火気の使用については以下のように定める。

- ① 屋内での火気使用は禁止する。
- ② 構内での喫煙は禁止する。
- ③ 火気を使用する団体は安全委員会に事前に届け出を行い、消火バケツ等を用意する。
- ④ プロパンガスボンベ、カセットコンロ、発電機又はその他火気を使用する団体は、事前に安全委員会に届け出を行い、安全に留意して使用する。
- ⑤ 発電機を使用する団体は、消火器を常備する。
- ⑥ 模擬店で使用するプロパンガスボンベ又は発電機のガソリンは、大学祭期間中毎日所定の場所に返却する。
- ⑦ カセットコンロを使用する際はガスボンベの管理をしっかり行い、使用しないときはガスボンベを外す。
- ⑧ 焚火、花火又は爆竹等を使用する催しは事前に安全委員会への届け出を必要とし、検討した上で認められたものに限る。

第4条 (安全防災及び会場整備等)

安全防災及び会場整備等について以下のように定める。

- ① 会場に、看板及びテント等を設置する場合は事前に安全委員会に届け出を行い、危険のないようにする。
- ② 非常口、緊急車両の通路、消火栓前スペース及び点字ブロックはふさがないようにする。
- ③ 許可なく場所を占拠しての楽器演奏等の行為は禁止する。
- ④ 大学祭期間中、安全に関する問題がある場合や暴力行為、破損行為及び緊急事態があった場合は、その收拾と共に責任の所在を明らかにするよう努める。大学祭期間中の構内施設の汚損・破損については(4)補償金制度の規定に基づく。
- ⑤ その他、東京都公立大学法人南大沢キャンパス校舎管理規程に従う。ただし、日曜・祝日の施設使用時間については平日と同様にする。

第5条（その他）

その他の事項について以下のように定める。

- ① 21:00をもって大学祭行事すべてを終了し、21:30までに構内から完全に退出する。なお、構内にとどまることができる者は安全委員会に届け出を行い、検討した上で認められた者に限る。
- ② **屋外での音出しは、9:30から19:00までとする。**ただし、安全を確保するためのアナウンス等の行為はこの限りではない。
- ③ 騒音には十分に注意する。屋外で音を出す場合、各所で安全委員会によって定められた音量以上の音を出さない。また、施設内で音を出す場合は、施設の防音能力を超える音は出さない。
- ④ 電力を使用する場合は、必ず定められた場所から電力をとり、決められた容量以上は使用しない。
- ⑤ 飲食物を取り扱う団体は事前に安全委員会に届け出る。届け出をしていない飲食物の販売は行わない。また、保健所の指示に従って衛生面には十分注意する。
- ⑥ **指定された仮設流し場を使用し、トイレの水道及び散水栓等は使用しない。**
- ⑦ 医療体制は安全委員会が保健室及び近隣の病院に依頼し、その指示に従う。
- ⑧ その他、周囲に甚だしい迷惑をかける行為並びに大学祭にふさわしくないと大学祭本部及び安全委員会本部が判断した行為は行わない。

第6条（処分）

第3条、第4条及び第5条について甚だしい違反があった場合には、安全委員会本部から「警告」を行う。警告に応じない団体に対しては「大学祭期間中における違反事項に関する条規」による処分を適用する。

(3) 供託金制度

過去の大学祭における、一部の学生の常軌を逸した行為の結果、人命にかかわる問題が起きた。昨年度は供託金没収となるまでの問題及び事故は起こらなかったが、「自主管理・自主運営」の理念が十分に浸透したとは言えない状況である。これらの問題を真摯に受け止め、再発防止に努めると共に、その責任を自覚すべきである。

なお、今年度は人数規制等の緩和による安全上の観点から飲酒を禁止する。

第1条（趣旨）

この制度は、大学祭期間中のあらゆる問題を防ぎ、大学祭を円滑に取り行うこと、そして学生が大学側との信頼関係を築き、来年度以降の大学祭を無事に行うために定めるものである。

第2条（内容）

供託金の内容について以下のように定める。

- ① 参加団体は供託金として、参加形態に応じた金額を安全委員会に納めるものとする。
- ② 大学祭期間中に問題を起し、悪質であると安全委員会本部が判断した場合、対象の団体から処分として供託金を没収する。
- ③ 問題を起さなかった団体には、大学祭終了後に供託金の返金を行う。なお、没収した供託金は公的機関に寄付する。

第3条（対象及び金額）

供託金の対象及び金額について以下のように定める。

- ① 金銭のやりとり、物々交換及び募金（以下「営利」という。）を目的としないゼミ及び研究室単位での参加団体には、供託金を課さない。
 - ② 営利を目的とせず、①に該当しない参加団体は、5,000円とする。
 - ③ 営利を目的とし、上部団体（体育会・文化部連合・サークル連合）に加盟している団体及びクラス・ゼミ・研究室単位での参加団体は、10,000円とする。
 - ④ 営利を目的とし、③に該当しない参加団体は、20,000円とする。
- ※上記①から④の複数の形態で参加する団体は、その中で最も高い金額とする。

第4条（管理および返金）

- ① 供託金の管理は安全委員会が行うものとする。
- ② 問題を起さなかった団体には大学祭終了後に供託金の返金を行う。返却の日程・場所は決まり次第連絡する。なお、返金期限を過ぎても受け取りに来なかった団体に関しては、安全委員会から連絡をする。それでも受け取りに来なかった場合、公的機関に寄付する。

(4) 補償金制度

大学祭期間中に大学内の施設に著しい汚損・破損が見られた場合、来年度以降その施設が使用禁止となったり、最悪の場合、大学祭を開催できなくなったりするおそれがある。この制度は、そのような事態を防ぎ、例年使用している施設を継続して使用するため、そして来年度以降新たな施設の使用を可能にするために必要な制度である。また、責任を各団体で分担することにより、「自主管理・自主運営」の理念を各団体の全員が理解し、大学祭期間中の汚損・破損箇所の減少を目指す。

第1条 (趣旨)

この制度は、**大学祭期間中に大学構内施設において当事者不明の汚損・破損があった場合、参加団体全体にその責任を分担させるものである。**

第2条 (内容)

補償金については以下のように定める。

- ① 参加団体に補償金として、一律に規定の金額を安全委員会に納めるものとする。
- ② **大学祭期間中に当事者不明の汚損・破損があった場合、補償金から修理費を負担する。**ただし、責任の所在が明らかなる場合や本人がその汚損・破損を認めた場合は、汚損・破損に関わる当事者が弁償することとする。
- ③ その修理費を差し引いた残金を各団体に均等に返金する。

※ 責任の所在を特定できない場合、補償金制度を適用する場合がある。したがって、各施設の使用にあたって汚損・破損のないよう十分に注意する。

第3条 (対象および金額)

参加団体に一律5,000円とする。ただし、弁償額が補償金の限度を超えた場合は追加徴収する。また、一つの団体で複数の参加申請をする場合も、参加申請の数に関わらず5,000円とする。

第4条 (管理および返金)

- ① 補償金の管理、大学への修理費の支払いは安全委員会が行うものとする。
- ② 補償金の適用に該当するような汚損・破損がなかった場合は全額を返金する。適用がなされた場合は修理費を差し引いた残金を均等に返金する。返金の日程・場所は決まり次第連絡する。なお、返金期限を過ぎても受け取りに来なかった団体に関しては、安全委員会から連絡をする。それでも受け取りに来なかった場合、公的機関に寄付する。
- ③ 精算終了後、安全委員会が会計報告を行う。

第5条（清掃費）

- ① 大学祭終了後、大学構内の敷石に汚れが目立つ。その責任の多くは模擬店参加団体にあると考え、大学構内の敷石の汚れの除去を含む清掃を業者に委託するため、清掃費を新たに徴収する。
- ② 模擬店参加団体に清掃費として、参加日数あたり1日2,000円を徴収し、不足分は安全委員会で負担する。なお、追加徴収はない。ただし、徴収した清掃費は全額、清掃に使用するため、返金はない。
- ③ 清掃費の管理、支払い及び会計報告は安全委員会が行うものとする。

2023年6月29日

(3) 飲酒の規制について

今年度は、新型コロナウイルスによる人数規制等の各種規制緩和に伴う安全上の観点から、酒類の提供および構内での飲酒を禁止します。

ご理解、ご協力をお願いいたします。

(4) ビラ・掲示物の設置期間について

今年度の大学祭期間中のビラ・掲示物の設置期間は以下の通りです。

ご理解、ご協力をお願いいたします。

大学祭用ビラ・掲示物の設置期間：

10月2日（月）12：00 ～ 11月5日（日）12：00

※詳細は、8月31日（木）に行われる第3回 みやこ祭参加準備会議にてお知らせします。

4. 第19回みやこ祭参加企画承認

別冊の『第19回みやこ祭 参加団体・企画一覧』をご覧ください。

5. その他

◆今後の会議

会議の日時・場所はすべて予定です。ご了承ください。詳細は決まり次第、大学祭実行委員会からお知らせいたします。お知らせ方法はp.16「会議のお知らせ方法」をご確認ください。

【大学祭総会】

上部団体に加盟している団体は、代表者1名が必ずご出席ください。

*第3回 大学祭総会

日時：1月18日（木） 開始時間未定

場所：オンライン（Zoom）

【みやこ祭参加準備会議およびそれに準ずる会議】

第19回みやこ祭への参加申請を行った団体は、代表者1名が必ずご出席ください。

*第3回 みやこ祭参加準備会議

日時：8月31日（木） 第一部13：00～（受付開始：12：45～）

第二部14：30～（受付開始：14：15～）

場所：オンライン（Zoom）

*第4回 みやこ祭参加準備会議

日時：9月21日（木） 開始時間未定

場所：オンライン（Zoom）

※安全管理責任者1名の出席も必須です。

*第5回 みやこ祭参加準備会議

日時：10月9日（月・祝） 開始時間未定

場所：オンライン（Zoom）

※安全管理責任者1名の出席も必須です。

***第19回みやこ祭 全体準備会議**

日時：11月1日（水） 開始時間未定

場所：未定

※安全管理責任者1名の出席も必須です。

***第19回みやこ祭 全体後片付け会議**

日時：11月5日（日） 開始時間未定

場所：未定

※安全管理責任者1名の出席も必須です。

***報告会議**

日時：12月14日（木） 開始時間未定

場所：未定

【安全管理責任者会議】

第19回みやこ祭への参加申請を行った団体は、安全管理責任者1名が必ず出席いただきますようお願いいたします。

***安全管理責任者会議**

日時：10月

場所：未定

【参加形態ごとの会議】

第19回みやこ祭への参加申請を行った団体は、該当する会議に代表者1名が必ず出席いただきますようお願いいたします。

<屋内参加団体>

***第1回 部屋割会議**

日時：7月11日（火） 17：30～（受付開始：17：10～）

場所：講堂小ホール

※屋内参加団体のうち対象団体のみ出席する必要があります。詳細はメールにてご連絡いたします。

*第2回 部屋割会議

日時：7月下旬

場所：未定

※すべての屋内参加団体が出席する必要があります。

<模擬店参加団体>

*第1回 模擬店設置会議

日時：7月上旬

場所：オンライン (Zoom)

*第2回 模擬店設置会議

日時：8月31日(木) 第3回 みやこ祭参加準備会議 終了後

場所：オンライン (Zoom)

*第3回 模擬店設置会議

日時：9月21日(木) 第4回 みやこ祭参加準備会議 終了後

場所：オンライン (Zoom)

*第4回 模擬店設置会議

日時：10月9日(月・祝) 第5回 みやこ祭参加準備会議 終了後

場所：オンライン (Zoom)

<特別参加団体>

*タイムテーブル会議

日時：8月14日(月) (時間未定)

場所：未定(対面を予定)

◆会議のお知らせ方法

第19回みやこ祭への参加申請をした団体には、各会議のお知らせをメールで送信いたします。

同時に、大学祭総会およびみやこ祭参加準備会議では、みやこ祭公式ホームページやみやこ祭公式 Twitter によってもお知らせいたします。都度の確認やフォローをよろしくお願いいたします。

【みやこ祭公式ホームページ】

URL : <http://miyakomatsuri.com>

(右の QR コードからも読み取れます。)



【みやこ祭公式 Twitter】

アカウント名 : 東京都立大学大学祭実行委員会めぼ

ユーザー名 : @miyakomaturi

URL : <https://twitter.com/miyakomatsuri>

(右の QR コードからも読み取れます。)



2023年度 第2回 大学祭総会 資料

発行 東京都立大学南大沢キャンパス大学祭実行委員会

所在 学生ホール206 大学祭実行委員会室

連絡先 mepo.jimukyoku19th@gmail.com

(右のQRコードからも読み取れます)

HP <http://miyakomatsuri.com>



メール



HP